

利用手続きや利用料についてのQ & A

Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？
従来の申込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。今後、お住まいの市町村から提供される情報を入手し、ご不明な点は市町村におたずねください。

▶ 11ページ参照



Q 新制度になると保育料はどのようになりますか？

A 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が定めます。なお、国が定める上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担と同程度としています。

▶ 15ページ参照

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに加え、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。

▶ 15ページ参照



Q 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？

A 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、第2子、第3子の保育料については従来から減免措置がとられています。平成26年度から、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置が行われています。新制度においても、こうした現行の措置と同様に、多子世帯の負担軽減を実施していくこととしています。

▶ 16ページ参照

Q 新制度では、施設や事業者によって、保育料は異なるのでしょうか。

A 保育料は、各市町村が認定区分ごとに、市町村民税額の階層区分別の保育料を定めますので、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的にどの施設・事業所でも同一の保育料となります（市町村によって、異なる定めをすることもあります）。

また、施設・事業所が独自に設定する給食費、スクールバス代等の実費負担や、教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料が別途ある場合もございますので、ご利用を希望する施設にご確認ください。

▶ 15ページ参照

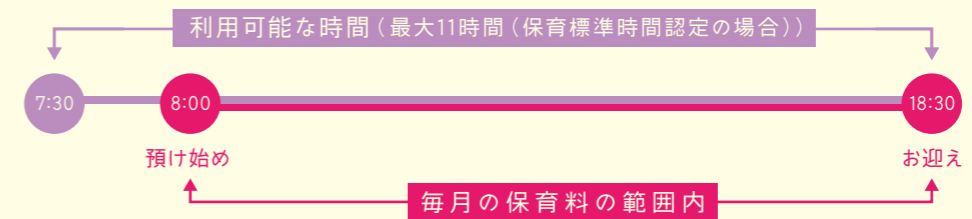
Q 新制度では、保育料は毎年同額になるのでしょうか。

A 保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料が決定）。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

▶ 16ページ参照

Q 保育の標準時間認定（最大11時間）とは、保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか。

A 保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けるということではありません。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。）



Q 施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか。

A 施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育をご利用いただくことができます。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。）

